

企画競争実施の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成26年10月31日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局舞鶴港湾事務所長 松崎 忠彦

1. 業務概要

(1) 業務名

舞鶴港整備事業映像制作業務

(2) 業務内容

本業務は、舞鶴港港湾計画に基づく舞鶴港整備事業の概要及び将来計画について一般の方に理解してもらうための映像を制作するものである。

(3) 履行期限

契約締結の日から平成27年3月20日まで

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」のC又はD等級の登録を行っている近畿地域に競争参加資格を有する者であること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 企画提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(イ)については、会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒624-0946 京都府舞鶴市字下福井910番地
近畿地方整備局舞鶴港湾事務所総務課契約審査係
電話 0773-75-0844 FAX 0773-78-2010

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成26年10月31日から平成26年12月16日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。上記(1)の交付場所にて無償にて同じ。説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

平成26年11月21日14時00分、(1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る)にすること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

実施日：平成26年11月25日から平成26年11月26日
時間は協議の上、決定する。

実施場所：近畿地方整備局舞鶴港湾事務所

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。